

# 告示

## 埼玉県告示第百七十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）

第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、埼玉県秩父県土整備事務所において縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 宿本地区

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱三〇号までを順次結んだ線及び標柱三十号と標柱一号を結んだ線によって囲まれた区域

標柱番号	市町村	大字	字	地番
一	秩父郡長瀬町	野上下郷	宿本	一二九一番
二	同	同	同	一二九一番
三	同	同	同	一二八七番
四	同	同	同	一二八七番
五	同	同	同	一二八七番
六	同	同	同	一二八六番一
七	同	同	同	一二八六番一
八	同	同	同	一二八六番一
九	同	同	同	一二八六番一
十	同	同	枳沢	一二六五番
十一	同	同	同	一二一九番一
十二	同	同	平	一二六六番五
十三	同	同	枳沢	一二一八番
十四	同	同	峯谷	一二七八番
十五	同	同	同	一二七六番四
十六	同	同	平	一二六六番一
十七	同	同	同	一二六七番

三十	二十九	二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一	二十	十九	十八
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
宿本	同	同	同	中道	宿本	中道	同	同	同	同	同	同
一二九五番一	一四三九番一	一四四三番一	一四四四番一	一四四四番一	一二八八番三	一四五二番一	一二八三番一	一二七八番	一二七七番一	一二七七番二	一二六八番四	一二六七番